

平成30年度第1回宮城県職業能力開発審議会

日時：平成30年11月28日（水）

午後1時15分から

場所：宮城県立仙台高等技術専門校

本館2階 大会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 会長選出

5 議 事

宮城県の職業能力開発及び県立高等技術専門校等の訓練実施状況について

(1) 宮城県職業能力開発審議会の概要（資料1）

(2) 宮城県の職業能力開発の状況（資料2）

(3) 宮城県立高等技術専門校及び宮城障害者職業能力開発校について（資料3）

(4) 第10次宮城県職業能力開発計画の概要（資料4）

6 そ の 他

7 閉 会

配布資料一覧

- 次 第

- 宮城県職業能力開発審議会出席者名簿

- 宮城県職業能力開発審議会出席者席図

- 宮城県職業能力開発審議会委員名簿

- 宮城県職業能力開発審議会条例

- 宮城県情報公開条例(抜粋), 傍聴要領

- 宮城県職業能力開発審議会の概要 【資料1】

- 宮城県の職業能力開発の状況 【資料2】

- 宮城県立高等技術専門校及び
宮城障害者職業能力開発校について . . . 【資料3】

- 第10次宮城県職業能力開発計画の概要 . . . 【資料4】

- その他
 - ・ 各校の学校案内
 - ・ 平成31年度入校生募集(普通課程)
 - ・ 平成30年度受講者募集(短期課程等)

平成30年度第1回宮城県職業能力開発審議会出席者

(敬称略)

○学識経験者

宮城職業能力開発促進センター所長	木村富男
宮城大学 教授, キャリア・インターンシップセンター長	田邊信之
仙台高等専門学校 准教授	谷垣美保
宮城県職業能力開発協会 会長	渡辺皓

○労働者代表

日本労働組合総連合会 宮城県連合会 副会長	大泉享男
日本労働組合総連合会 宮城県連合会 女性委員会 副委員長	大久優子
日本労働組合総連合会 宮城県連合会 執行委員	鈴木 巖

○事業主代表

小野リース 株式会社 代表取締役社長	小野明子
株式会社 友美装 代表取締役社長	熊谷友紀
株式会社 宮富士工業 代表取締役社長	後藤春雄

○特別委員

宮城労働局 職業安定部 訓練室長	及川直行
------------------	------

○事務局

経済商工観光部次長	高橋裕喜
産業人材対策課長	阿部貴夫
〃 副参事兼課長補佐	鈴木誠
〃 課長補佐(人材育成担当)	只野秀幸
〃 課長補佐(企画班長)	土谷芳和
〃 課長補佐(人材育成第一班長)	佐藤由華
〃 課長補佐(人材育成第二班長)	高田仁
〃 主事	桑嶋修吾

○関係者

宮城県立白石高等技術専門学校 校長	新妻幹也
〃 仙台高等技術専門学校 校長	渡辺龍明
〃 仙台高等技術専門学校 副校長	中澤正人
〃 大崎高等技術専門学校 校長	山内初美
〃 石巻高等技術専門学校 校長	高橋 貫
〃 気仙沼高等技術専門学校 校長	白鳥成英
宮城障害者職業能力開発校 校長	石橋和雄

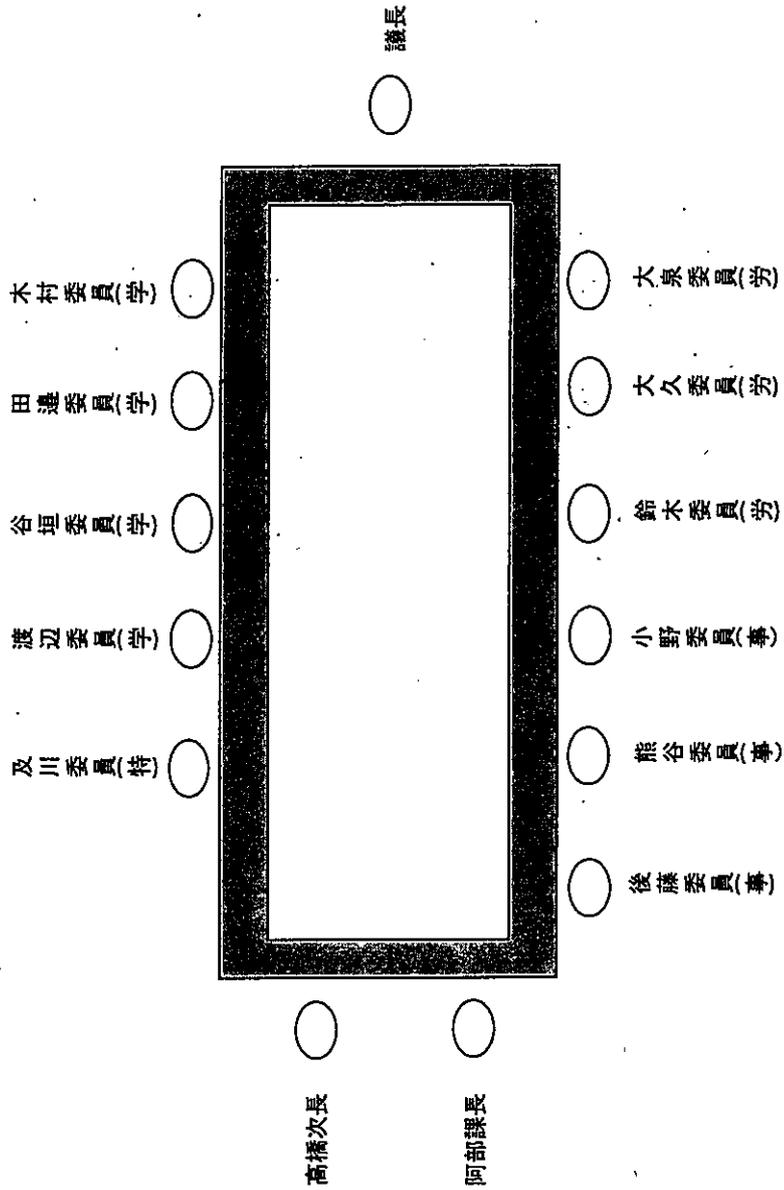
宮城県職業能力開発審議会席図

開催日時：平成30年11月28日(水) 午後1時15分から

開催場所：仙台高等技術専門学校 本館2階 大会議室

関係者	関係者	関係者
白石 新妻校長	石巻 高橋校長	関係者
仙台 渡辺校長	気仙沼 白鳥校長	関係者
大崎 山内校長	宮城 石橋校長	関係者
鈴木副参事 兼課長補佐	仙台 中澤副校長	事務局
只野課長補佐	高田班長	事務局
佐藤班長	土谷班長	事務局

桑嶋主事



傍聴席

報道席

(出入口)

報道・傍聴受付

出入口

締切

宮城県職業能力開発審議会委員名簿

任期：H30.7.1からH32.6.30まで

◇委員

区分	氏名	現職	備考
学識 経験者	きむら とみお 木村 富男	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 宮城支部 宮城職業能力開発促進センター所長	新任
	たなべ のぶゆき 田邊 信之	公立大学法人 宮城大学 事業構想学群 教授 キャリア・インターンシップセンター長	新任
	たにがき みほ 谷垣 美保	独立行政法人 国立高等専門学校機構 仙台高等専門学校 総合工学科 准教授	新任
	のぐち かずえ 野口 和江	学校法人 東社学園 国際マルチビジネス専門学校 校長	新任
	わたなべ ひろし 渡辺 皓	宮城県職業能力開発協会 会長	
労働者 代表	おおいずみ たかお 大泉 享男	日本労働組合総連合会 宮城県連合会 副会長	新任
	おおひさ ゆうこ 大久 優子	日本労働組合総連合会 宮城県連合会 女性委員会 副委員長	
	すずき いわお 鈴木 巖	日本労働組合総連合会 宮城県連合会 執行委員	
事業主 代表	おの あきこ 小野 明子	小野リース 株式会社 代表取締役社長	新任
	くまがい ゆうき 熊谷 友紀	株式会社 友美装 代表取締役社長	新任
	ごとう はるお 後藤 春雄	株式会社 宮富士工業 代表取締役社長	
			委員11人

◇特別委員

区分	氏名	現職	備考
関係 行政機関	おいかわ なおゆき 及川 直行	宮城労働局 職業安定部 訓練室長	

(敬称略)

職業能力開発促進法（昭和四十四年七月十八日法律第六十四号）

（都道府県に置く審議会等）

第九十一条 都道府県は、都道府県職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項を調査審議させるため、条例で、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

2 前項に規定するもののほか、同項の審議会その他の合議制の機関に関し必要な事項は、条例で定める。

宮城県職業能力開発審議会条例（昭和四十四年十月十五日宮城県条例第二十九号）

（設置）

第一条 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第九十一条第一項の規定に基づき、宮城県職業能力開発審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織等）

第二条 審議会は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる人数で知事が任命する委員をもつて組織する。

- 一 関係労働者を代表する者 三人
- 二 関係事業主を代表する者 三人
- 三 学識経験のある者 五人

2 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（特別委員）

第三条 審議会に、職業訓練等に関する事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 特別委員の任期は、二年とする。

（会長）

第四条 審議会に、会長を置き、第二条第一項第三号に掲げる者につき任命された委員のうちから、委員の選挙によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

附 則(昭和六十年条例第十四号)

この条例は、昭和六十年十月一日から施行する。

附 則(平成十一年条例第六十四号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成十三年条例第五十八号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成十九年条例第三十九号)

この条例は、公布の日から施行する。

【宮城県情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）〔抜粋〕】

（会議の公開）

第19条 実施機関の附属機関の会議その他の実施機関が別に定める会議（法令の規定により公開することができないとされている会議を除く。）は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって当該会議の構成員の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開の会議を開くことができる。

- (1) 非開示情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行う会議を開催する場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合

傍 聴 要 領

1 傍聴する場合の手続き

傍聴の受付は、先着順で行います。したがって、定員になり次第、受付を終了します。

2 傍聴するに当たって守っていただく事項

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、会長の指示に従ってください。
- (2) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。
- (3) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではありません。
- (4) その他会議の支障となる行為をしないでください。

3 会議の秩序の維持

傍聴者が2の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。